

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊幌別駐屯地
第323会計隊幌別派遣隊長 友田 勝也

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名・規格

グループ	件名	規格
1	陸上自衛隊幌別駐屯地で使用する電気	「仕様書(第1号)」のとおりに 予定契約電力: 290kW 予定使用電力量: 1,269,580kWh
2	陸上自衛隊虎杖浜無人中継所で使用する電気	「仕様書(第2号)」のとおりに 【動力】 予定契約電力: 16kW 予定使用電力量: 22,730kWh 【電灯】 予定契約電力: 22kVA 予定使用電力量: 16,540kwh

- (2) 使用期間: 平成31年4月1日～平成32年3月31日
ただし、元号を改める政令が公布された場合は、その新元号による。

(3) 需要場所

- ア グループ1: 陸上自衛隊幌別駐屯地
イ グループ2: 陸上自衛隊虎杖浜無人中継所

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の全省庁統一資格審査(申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明する。)において、グループ1にあつては「物品の販売」の「C」以上、グループ2にあつては「D」以上の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者
- (4) 契約担当官から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状が継続している者でないこと。
- (6) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類の提出」及び別紙第3「適合証明書」(付紙含む)を平成31年1月18日(金)までに提出し、入札適合条件を満たすこと。

3 入札及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊幌別駐屯地 第323会計隊幌別派遣隊契約班、北部方面会計隊ホームページ

4 入札説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、仕様書内容及び現場の確認が必要な場合は、事前に幌別駐屯地業務隊管理科営繕班担当と調整すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所: 陸上自衛隊幌別駐屯地 本部庁舎1F会議室
(2) 日 時: 平成31年1月25日(金) 11時00分～ (10時45分以降入室可能)

6 郵便入札

- (1) 郵便による入札は事前に契約担当官へ通知するものとし、1月24日(木)17時までに必着させる。
- (2) 郵便入札を含んだ初度入札の結果、再度入札に移行する場合、次のとおり実施する。
 - ア 場 所：陸上自衛隊幌別駐屯地 本部庁舎1F会議室
 - イ 日 時：平成30年1月30日(水) 11時00分～(10時45分以降入室可能)

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し、落札者が契約締結に応じない場合、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し、契約締結後業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解除するとは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。)

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した者の入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) F A X、電信、電話、電報による入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (6) 誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 入札書の記載及び落札決定方式

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、仕様書で提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。(別紙第4の様式を参照)
- (2) 落札決定は、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 契約書の作成

落札決定後、契約書を作成する。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを入札前までに提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状(別紙第5)を提出すること。
- (4) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。「当社は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。」
- (5) 郵便入札をする場合は、封筒に「(※グループ名・件名を記載) 入札書在中」と記入し、グループ別に入札書のみ封筒に入れ封をし、資格審査結果通知書の写しを同封し、第6項で示した到着期日まで会計隊契約班まで郵送すること。
- (6) 仕様書の配布
第323会計隊幌別派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ
- (7) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
 - ア 入 札：陸上自衛隊幌別駐屯地 第323会計隊幌別派遣隊契約班 (担当：友田)
TEL 0143-85-2011 (内線345)
FAX 0143-85-2011 (内線406)
 - イ 仕様書：陸上自衛隊幌別駐屯地 幌別駐屯地業務隊管理科営繕班 (担当：田村)
TEL 0143-85-2011 (内線317)

12 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：幌別・北千歳・北恵庭・南恵庭駐屯地、登別・室蘭・苫小牧商工会議所
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 掲示期間：平成30年12月21日～平成31年1月25日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 項に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊幌別駐屯地
第323会計隊幌別派遣隊長 友田 勝也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

「陸上自衛隊幌別駐屯地で使用する電気」及び「陸上自衛隊虎杖浜無人中継所で使用する電気」
(※ 入札に参加する件名のみ記載)
に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者)
所属部署：
氏 名：
T E L：
F A X：

適合証明書

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

⑩

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 平成29年度の状況

番号	項 目	自社の基準値	点 数
①	平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成29年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成29年度の再生可能エネルギー導入状況		

番号	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

番号	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の 取組		

①～⑤の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

上記例は、把握できる最新の状況が平成29年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は同じ年度の実績値を使うものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成29年度の未利用エネルギー活用状況、③平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:k g-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.550未満	70
	0.550以上 0.575未満	65
	0.575以上 0.600未満	60
	0.600以上 0.625未満	55
	0.625以上 0.650未満	50
	0.650以上 0.675未満	45
	0.675以上 0.700未満	40
	0.700以上 0.725未満	35
	0.725以上 0.750未満	30
	0.750以上 0.775未満	25
	0.775以上	20
②平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675未満	5
	活用していない	0
③平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第323会計隊幌別派遣隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4 その他

- (1) 上記は把握できる最新の状況が平成29年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 29 年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 29 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 29 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 29 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 平成 29 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

用 語	定 義
<p>③平成 29 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式)</p> $\text{平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①平成 29 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 29 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>③平成 29 年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 平成 29 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 平成 29 年度の供給電力量 (③) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

入札書(例)

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊幌別駐屯地
第323会計隊幌別派遣隊長 友田 勝也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

代 理 人 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復)代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要(委任状には必要)。下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : グループ〇 陸上自衛隊〇〇〇〇〇で使用する電気
(※グループごとに作成)
- 2 入札金額 :

金額 円

【内 訳】付紙(グループ1 : ①+② グループ2 : ①+②+③+④) のとおり。

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内 訳 (例)

件名：グループ1 陸上自衛隊幌別駐屯地で使用する電気

年 月	基 本 料 金				使用電力料金						小 計 「平日+休日」 (円)	
	契約電力 (k w)	単 価 (円)	力率割引 (%)	小 計 (円)	平 日			休 日				
					使用電力量 (k w)	単 価 (円)	金 額 (円)	使用電力量 (k w)	単 価 (円)	金 額 (円)		
31年 4月	290				77,485				27,225			
31年 5月	290				63,661				29,959			
31年 6月	290				71,571				21,379			
31年 7月	290				72,503				26,817			
31年 8月	290				73,090				19,430			
31年 9月	290				57,405				33,715			
31年 10月	290				81,404				24,316			
31年 11月	290				81,774				30,246			
31年 12月	290				89,051				31,289			
32年 1月	290				82,361				38,759			
32年 2月	290				85,753				31,717			
32年 3月	290				87,815				30,855			
合 計①					合 計②							

内 訳 (例)

件名：グループ2 陸上自衛隊虎杖浜無人中継所で使用する電気（動力）

年 月	基 本 料 金				使用電力料金						小 計 (円)
	契約電力 (k w)	単 価 (円)	力率割引 (%)	小 計 (円)	120kwh まで		120kwh こえ 280kwh まで		280kwh 超過分		
					使用電力量 (k w)	単 価 (円)	使用電力量 (k w)	単 価 (円)	使用電力量 (k w)	単 価 (円)	
31年 4月	16				120		160		1,500		
31年 5月	16				120		160		1,700		
31年 6月	16				120		160		1,680		
31年 7月	16				120		160		1,900		
31年 8月	16				120		160		1,960		
31年 9月	16				120		160		1,680		
31年 10月	16				120		160		1,650		
31年 11月	16				120		160		1,450		
31年 12月	16				120		160		1,510		
32年 1月	16				120		160		1,500		
32年 2月	16				120		160		1,330		
32年 3月	16				120		160		1,510		
合 計①					合 計②						

※グループ2については「動力」・「電灯」の2種類の内訳を添付し、その合計金額を入札金額とする。

内 訳 (例)

件名：グループ2 陸上自衛隊虎杖浜無人中継所で使用する電気（電灯）

年 月	基 本 料 金				使用電力料金						小 計 (円)
	契約電力 (kVA)	単 価 (円)	力率割引 (%)	小 計 (円)	120kwh まで		120kwh こえ 280kwh まで		280kwh 超過分		
					使用電力量 (kwh)	単 価 (円)	使用電力量 (kwh)	単 価 (円)	使用電力量 (kwh)	単 価 (円)	
31年 4月	22				120		160		790		
31年 5月	22				120		160		260		
31年 6月	22				120		160		110		
31年 7月	22				120		160		70		
31年 8月	22				120		160		120		
31年 9月	22				120		160		70		
31年 10月	22				120		160		110		
31年 11月	22				120		160		1,900		
31年 12月	22				120		160		2,600		
32年 1月	22				120		160		2,550		
32年 2月	22				120		160		2,830		
32年 3月	22				120		160		1,770		
合 計③					合 計④						

※グループ2については「動力」・「電灯」の2種類の内訳を添付し、その合計金額を入札金額とする。

委任状

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊幌別駐屯地
第323会計隊幌別派遣隊長 友田 勝也 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名 印
代理人住所

(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社は を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 「陸上自衛隊幌別駐屯地で使用する電気」及び「陸上自衛隊虎杖浜無人中継所で使用する電気」(※ 入札に参加する件名のみ記載) の入札に関する一切の件

仕 様 書

仕様書番号 第1号

1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊幌別駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所 北海道登別市緑町3丁目1番地
- (3) 業種及び用途 官公署(国家事務)

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- エ 周波数(標準周波数) 50ヘルツ

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 常時電力290キロワット
ただし、各月の契約電力(常時電力)はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 1,269,580キロワット時
(月別使用量は平成31年度予定使用電力量による。)

(3) 使用期間

自 平成31年4月1日0時 至 平成32年3月31日24時
ただし、元号を改める政令が公布された場合は、その新元号による。

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置及び計量器(有り)
- イ 電力会社の検針方法(電力会社による)
- ウ 検針結果は翌月3日までに通知する(基準)
ただし、翌月3日が休日の場合は、翌日又は翌々日の平日までとする。

(5) 休日平日区分

- ア 休 日
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日
4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日とする。
- イ 平 日
休日以外の日とする。

(6) 需給地点

需要場所における構内第1号柱上の開閉器電源側と北海道電力株式会社の架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産区分点

上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ

3 その他

(1) 契約期間中は力率100パーセントを保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 入札価格の算定にあたっては力率100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない事とする。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

オ 料金その他の計算に適用する単価は消費税等相当額を含む消費税総額表示方式とし、合計金額の単位は1円とする。又、その端数は切り捨てる。

(5) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

平成31年度予定使用電力量

年	月	契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	平日使用電力量 (kWh)	休日使用電力量 (kWh)	備 考
31	4	290	104,710	77,485	27,225	
31	5	290	93,620	63,661	29,959	
31	6	290	92,950	71,571	21,379	
31	7	290	99,320	72,503	26,817	
31	8	290	92,520	73,090	19,430	
31	9	290	91,120	57,405	33,715	
31	10	290	105,720	81,404	24,316	
31	11	290	112,020	81,774	30,246	
31	12	290	120,340	89,051	31,289	
32	1	290	121,120	82,361	38,759	
32	2	290	117,470	85,753	31,717	
32	3	290	118,670	87,815	30,855	
合 計			1,269,580	923,873	345,707	

※ 使用電力量については、4月～8月までは、平成30年度の使用実績とし、9月～3月までは、平成29年度使用実績に基づく予定使用電力量とする。

仕 様 書

仕様書番号 第2号

1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊虎杖浜無人中継所で使用する電気
- (2) 需要場所 北海道白老郡白老町字虎杖浜423-1
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 動力

- a 供給電気方式 交流3相3線式
- b 供給電圧（標準電圧） 200ボルト
- c 計量電圧（標準電圧） 200ボルト
- d 周波数（標準周波数） 50ヘルツ
- e 予定契約電力及び予定使用電力量 常時電力16kW
- f 予定使用電力量 22,730キロワット時

（月別使用量は平成31年度予定使用電力量による。）

- g 各月の契約電力料金は、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

イ 電灯

- a 供給電気方式 交流単相3線式
- b 供給電圧（標準電圧） 100・200ボルト
- c 計量電圧（標準電圧） 100・200ボルト
- d 周波数（標準周波数） 50ヘルツ
- e 予定契約電力及び予定使用電力量 常時電力22kVA
- f 予定使用電力量 16,540キロワット時

（月別使用量は平成31年度予定使用電力量による。）

- g 各月の契約電力料金は、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(2) 使用期間

自 平成31年4月1日0時 至 平成32年3月31日24時

ただし、元号を改める政令が公布された場合は、その新元号による。

(3) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置及び計量器（有り）
- イ 電力会社の検針方法（電力会社による）
- ウ 検針結果は翌月 3 日までに通知する（基準）

ただし、翌月 3 日が休日の場合は、翌日又は翌々日の平日までとする。

(4) 需給地点

- ア 動力：北海道電力株式会社の架空引込線と虎杖浜無人中継所の引込口配線との接続点
- イ 電灯：同上

(5) 電気工作物の財産区分点

上記需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ

3 その他

(1) 契約期間中は力率 90 パーセントを保持する予定。

(2) 力率発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 入札価格の算定にあたっては力率 90 パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない事とする。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は 1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

エ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

オ 料金その他の計算に適用する単価は消費税等相当額を含む消費税総額表示方式とし、合計金額の単位は 1 円とする。又、その端数は切り捨てる。

(5) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

平成31年度予定使用電力量

(動力)

年	月	契約電力 (kW)	総使用電力量 (kWh)	備 考
31	4	16	1,780	
31	5	16	1,980	
31	6	16	1,960	
31	7	16	2,180	
31	8	16	2,240	
31	9	16	1,960	
31	10	16	1,930	
31	11	16	1,730	
31	12	16	1,790	
32	1	16	1,780	
32	2	16	1,610	
32	3	16	1,790	
合 計			22,730	

平成31年度予定使用電力量

(電灯)

年	月	契約電力 (kVA)	総使用電力量 (kWh)	使用電力量(kWh) 120kWh まで	使用電力量(kWh) 120kWh こえ 280kWh まで	使用電力量(kWh) 280kWh 超過分
31	4	22	1,070	120	160	790
31	5	22	540	120	160	260
31	6	22	390	120	160	110
31	7	22	350	120	160	70
31	8	22	400	120	160	120
31	9	22	350	120	160	70
31	10	22	390	120	160	110
31	11	22	2,180	120	160	1,900
31	12	22	2,880	120	160	2,600
32	1	22	2,830	120	160	2,550
32	2	22	3,110	120	160	2,830
32	3	22	2,050	120	160	1,770
合 計			16,540	1,440	1,920	13,180

※ 使用電力量については、4月～10月までは、平成30年度の使用実績とし、11月～3月までは、平成29年度使用実績に基づく予定使用電力量とする。